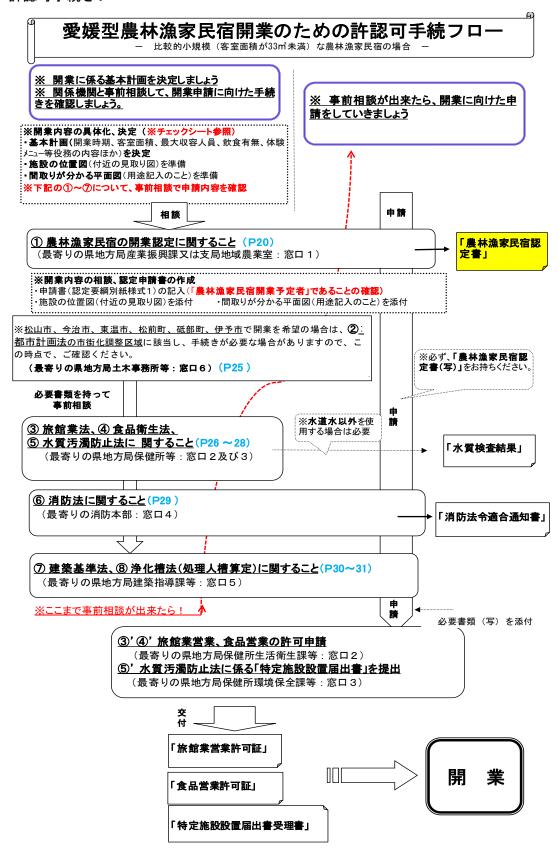
### Ⅴ. 許認可手続き等について

1. 許認可手続きフロー



### 2. 相談窓口について

相談窓口は次のとおりです。最寄りの相談窓口(まずは総合窓口へ)をご利用ください。

		窓口1	窓口2	窓口3	窓口4	窓口5	窓口6
	市町窓口	県総合案内	旅館業法 食品衛生法	水質汚濁防止法	消防法	建築基準法 (浄化槽処理人槽算定基準)	都市計画法
	・市町のグリーン・ツー リズムの窓口	・グリーン・ツーリズム の総合的なご相談、農 林漁家民宿の認定	・旅館業法、食品衛生 法の事前相談 ・営業許可申請	・水質汚濁防止法による特定施設設置届出 書	・消防法令適合通知書 等 ・消防法のご相談	・建築確認申請等、建 築基準法のご相談 ・浄化槽設置について のご相談	・開発許可のご相談 (一部地域は都市計画 法の市街化調整区域 に該当する場合があり ます。)
県庁		農林水産部農政企画局 <b>農政課</b> 6次産業化推進 グループ	保健福祉部健康衛生局 <b>薬務衛生課</b> 環境衛生係、食品衛生係	県民環境部環境局 環境政策課 水·土壌環境係		土木部道路都市局 建築住宅課 建築指導係	土木部道路都市局 都市計画課 宅地開発審査係
四国中央市	農業振興課 農政係 0896-28-6323	089-912-2514 [東予地方局] 西条第二庁舎	四国中 <b>四国中</b> 5 <b>衛生</b> 3	089-912-2350   也方局]   央庁舎   <b>人保健所</b>   <b>環境課</b>   8-1213	[四国中央市消防本部] <b>予防課予防係</b> 0896-28-6938	089-912-2757 [東予地方局] 四国中央庁舎 四国中央土木事務所 用地管理課 0896-23-2390	089-912-2742 [四国中央市] 建設部 都市計画課 0896-28-6231
新居浜市	農林水産課 農政係 0897-65-1262	産業経済部 <b>産業振興課</b> 物産振興係	[東予地方局] 西条保健所	[東予地方局] 西条保健所	[新居浜市消防本部] <b>予防課予防係</b> 0897-65-1342	建設部建	浜市] <b>集指導課</b> 55-1273
西条市	農業水産課 農政係 0897-52-1216	0898-68-7322 (直通)	生活衛生課 0897-56-1300 (局代表)	環境保全課 0897-56-1300 (局代表)	[西条市消防本部]	建設部建	条市] <b>樂審查課</b> 5151(代表)
今治市	農林振興課 農業振興係 0898-36-1542	[東予地方局今治支局] 産業経済部 地域農業室 農業振興係	[東予地方局今治支局] <b>今治保健所</b> 生活衛生課	[東予地方局今治支局] <b>今治保健所</b> 環境保全課	[今治市消防本部] <b>予防課消防設備係</b> 0898-32-2751	[今治市] 都市建設部 <b>建築指導課</b> 0898-36-1566	[今治市] 都市建設部 <b>都市政策課</b> 0898-36-1550
上島町	農林水産課 農林振興係 0897-75-2500	0898-23-2500 (局代表) 0898-23-2570 (直通)	0898-23-2500 (局代表)	0898-23-2500 (局代表)	[上島町消防本部] 総務予防課 予防係 0897-77-4118	[東予地方局] 建設部 <b>建築指導課</b> 0897-56-1300 (局代表)	[東予地方局今治支局] 今治土木事務所 <b>管理課</b> 0898-32-8808
松山市	農林水産課 089-948-6566		[松山市] 松山市保健所消防合同庁舎 松山市保健所 生活衛生課 089-911-1807、1808	[松山市] 環境部 <b>環境指導課</b> 089-948-6441	[松山市消防局] <b>予防課</b> 消防設備指導担当 089-926-9216 (局代表)	都市藝	山市] 修備部 <b>旨導課</b> 089-948-6468
久万高原町	農業戦略課 農業振興班 0892-21-1111				[久万高原町消防本部] <b>消防総務課</b> <b>予防係</b> 0892-21-2411		[中予地方局] 久万高原土木事務所 <b>用地管理課</b> 0892-21-1210
東温市	農林振興課 089-964-4409	[中予地方局]	[中予地方局]	[中予地方局]	<ul><li>(東温市消防本部)</li><li>総務予防課 予防係</li><li>089-964-5213</li></ul>	[中予地方局]	[中予地方局]
伊予市	農林水産課 089-983-6350	産業経済部 <b>産業振興課</b> 物産振興係 089-941-1111 (局代表)	中予保健所 生活衛生課 089-941-1111 (局代表)	中予保健所 環境保全課 089-941-1111 (局代表)	[伊予消防等事務	建設部 <b>建築指導課</b> 089-941-1111 (局代表)	建設部 建築指導課 (都市計画区域内の場合) 管理課
松前町	産業課 農業振興係 089-985-4119	089-909-8761 (直通)			組合消防本部] <b>予防課予防係</b> 089-982-0119		(都市計画区域外の場合) 089-941-1111 (局代表)
砥部町	農林課 農業振興係 089-962-5667						

$\overline{}$		窓口1	窓口2	窓口3	窓口4	窓口5	窓口6	
	市町窓口	県総合案内	旅館業法 食品衛生法	水質汚濁防止法	消防法	<b>建築基準法</b> (浄化槽処理人槽算定基準)	都市計画法	
八幡浜市	農林課 農林振興第2係 0894-22-3111	[南予地方局 八幡浜支局] 産業経済部 <b>地域農業室</b> <b>農業振興係</b> 0894-22-4111 (局代表) 0894-23-0163 (直通)	[南予地方局 八幡浜支局] <b>八幡浜保健所</b> 生活衛生課 0894-22-4111 (局代表)		[八幡浜地区施設 事務組合消防本部] <b>予防課予防係</b>	[南予地方局 八幡浜支局] 八幡浜土木事務所 管理課 0894-22-4111 (局代表)	[八幡浜市] 産業建設部 <b>建設課</b> 0894-22-3111(代表)	
伊方町	産業課 観光商工室 0894-38-2657			0894-22-0119 (本部代表)	<u>※旧三瓶町分を含む</u> 0894-22-0119 (本部代表)			
大洲市	農林水産課 農業振興係 0893-24-1727			[南予地方局 八幡浜支局] <b>八幡浜保健所</b> 環境保全課 0894-22-4111 (局代表)	孫保健所       [大米地区広域       -22-4111       事務組合消防本部]		[大洲市] 建設部 <b>都市整備課</b> 0893-24-1719	
内子町	町並·地域振興課 0893-44-2118		(MIVA)	(Ag I Vax)	<b>予防課予防係</b> 0893-24-0119 (本部代表)		[南予地方局 八幡浜支局] 大洲土木事務所 事業管理課 0893-24-5121(代表)	
西予市	農業水産課 0894-62-6409				[西予市消防本部] 防災課予防係 ※旧三瓶町分を除く 0894-62-0119 (本部代表)	[南予地方局] 建設部 <b>建築指導課</b> 0895-22-5211 (代表)	[西予市] 産業建設部 <b>建設課</b> 0894-62-6410	
宇和島市	農林課 0895-24-1111				[宇和島地区広域	[宇和島市] 建設部 <b>建築住宅課</b> 0895-24-1111	[宇和島市] 建設部 <b>都市整備課</b> 0895-49-7027	
松野町	ふるさと創生課 0895-42-1116	[南予地方局]  産業経済部 <b>産業振興課</b> 物産振興係  0895-22-5211 (局代表)  0895-22-3514 (直通)	産業経済部 <b>宇和</b> ] <b>生活 物産振興係</b> 0895-22-5211 (月	[南予地方局] 宇和島保健所	[南予地方局] 宇和島保健所	事務組合消防本部] <b>予防課予防係</b> 0895-22-7500 (本部代表)	[南予地方局]	[南予地方局]
鬼北町	農林課 農政係 0895-45-1111			生活衛生課 0895-22-5211 (局代表)	環境保全課 0895-22-5211 (局代表)		建設部 <b>建築指導課</b> 0895-22-5211 (局代表)	建設部 <b>管理課</b> 0895-22-5211 (局代表)
愛南町	農業支援センター 0895-72-7311				[愛南町消防本部] <b>予防課予防係</b> 0895-72-0119 (本部代表)		[南予地方局] <b>愛南土木事務所 用地管理課</b> 0895-72-1145	

各許認可の相談窓口や、具体的にどのような手続きが必要なのか、また、どのような構 造設備を整える必要があるのかについては、P20~31を参考にしてください。

※これまでに掲げた許認可は、一般的なケースを想定したものです。

このほかにも、開業しようとする場所等によっては、その他の法律等の制限を受けるこ とがありますので、総合案内窓口でご相談ください。

[例]森林法、自然公園法、自然公園条例、景観条例等

注1:建築基準法、都市計画法の相談窓口は表の通りであるが、申請書は申請地の市町への提出となる。 注2:浄化槽を新設等する場合は、(社)愛媛県浄化槽管理センター(支部有)の事前指導を受ける必要がある。 注3:開業を希望する地域が、国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域である場合は、自然公園法及び同法県条例等に基づく届け出等が必要となるため、 環境省自然環境局山陽四国地区自然保護事務所(松山市若草町4-3 089-931-5803)

愛媛県県民環境部環境局自然保護課自然保護係(089-941-2111[内線3554]) に確認が必要。

# グリーン・ツーリズム関係相談窓口住所一覧

1 総合窓口等(県保健所、県土木事務所)

1 枪口芯口寸(木体), 木工个手物川/				
地方局·総合庁舎	住 所			
愛媛県庁	松山市一番町四丁目4-2			
東予地方局	西条市喜多川796-1			
西条第2庁舎	西条市丹原町池田1611			
四国中央庁舎	四国中央市三島宮川4-6-53			
今治支局	今治市旭町1-4-9			
中予地方局	松山市北持田132番地			
久万高原庁舎	上浮穴郡久万高原町久万571-1			
八幡浜支局	八幡浜市北浜1-3-37			
大洲庁舎	大洲市田口甲425-1			
西予庁舎	西予市宇和町卯之町3丁目434番地-1			
南予地方局	宇和島市天神町7-1			
愛南庁舎	南宇和郡愛南町城辺甲2420			

2 消防関係

名称	住 所
四国中央市消防本部	四国中央市中曽根町500
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町1丁目5-1
西条市消防本部	西条市新田183-1
今治市消防本部	今治市南宝来町2丁目1-1
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削1037
松山市消防局	松山市本町6丁目6-1
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町上野尻甲90
東温市消防本部	東温市横河原1376
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川950-3
八幡浜地区施設事務組合消防本部	八幡浜市松柏柄796
大洲地区広域消防事務組合消防本部	大洲市大洲1034-4
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町2-377
宇和島地区広域事務組合消防本部	宇和島市丸之内5丁目1-18
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町蓮乗寺473

## 3 市保健所

名 称	住所
松山市保健所消防合同庁舎	松山市萱町6丁目30-5

### 4 市建築関係

名 称	住 所
新居浜市建設部建築指導課	新居浜市一宮町1丁目5-1
西条市建設部建築審査課	西条市明屋敷164番地
今治市都市建設部建築指導課	今治市別宮町1丁目4-1
松山市都市整備部建築指導課	松山市二番町4丁目7-2
宇和島市建設部建築住宅課	宇和島市曙町一番地

### 3. 事前準備について

農林漁家民宿の開業について、家族の同意が得られたら、様々な関係者に効率よく農林 漁家民宿開業のイメージを伝えるため、次の様式「チェックシート」に記入し、整理を行 いましょう。





原本は、マニュアルのP48、49に添付していますので、ご活用ください。

いよいよ開業に向け相談に出向く準備が整いました。

住宅の図面等の準備を次のチェックリストで確認し、最寄りの県地方局産業振興課又は 支局地域農業室に行きましょう。

### ■■事前相談チェックリスト■■

用意するもの		準備できたらチェック	備考
「基本計画」			
建物(母屋、離れなど)の平面図			玄関、客室、調理場、便所、浴室、その他の部屋の
建物(母屋、離れなど)の見取り図			位置を示した図面 (平面図がない場合は見取り図でも可)
建物の配置図			道路、隣の敷地と建物の位置関係が分かるもの(方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
建物の位置図			地域内の位置が分かるもの(方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
	全景		
	トイレ		
写真	洗面所		写真があれば、判断が的確になる。
	浴室		(デジカメ、携帯写真、既存の写真で可)
	台所		
	食堂		

### 4. 具体的な相談及び手続きについて

具体的な手続きについては相談窓口で行いますが、次のとおり概略をお示ししますので、 参考にしてください。

- (1) 愛媛型農林漁家民宿の認定に関すること
- (2) 都市計画法に関すること
- (3) 旅館業法に関すること
- (4) 食品衛生法に関すること
- (5) 水質汚濁防止法に関すること
- (6)消防法に関すること
- (7) 建築基準法に関すること
- (8) 浄化槽の処理対象人員に関すること

## (1) 愛媛型農林漁家民宿の認定に関すること

※相談窓口は、

最寄りの県地方局産業振興課又は支局地域農業室:P15~17 参照

県では、既存の家屋等を利用した小規模な農林漁家民宿の開業に係る各種許認可手続きの前提として、愛媛型農林漁家民宿の認定を行うことにより、①規制緩和措置の適用をはじめとした手続きを円滑化、迅速化するとともに、②開業した農林漁家民宿のPR等の支援を行うことで、グリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図りたいと考え、愛媛型農林漁家民宿を次のとおり定義しました。

#### 【定 義】

愛媛型農林漁家民宿とは、次の認定基準に該当する施設をいいます。

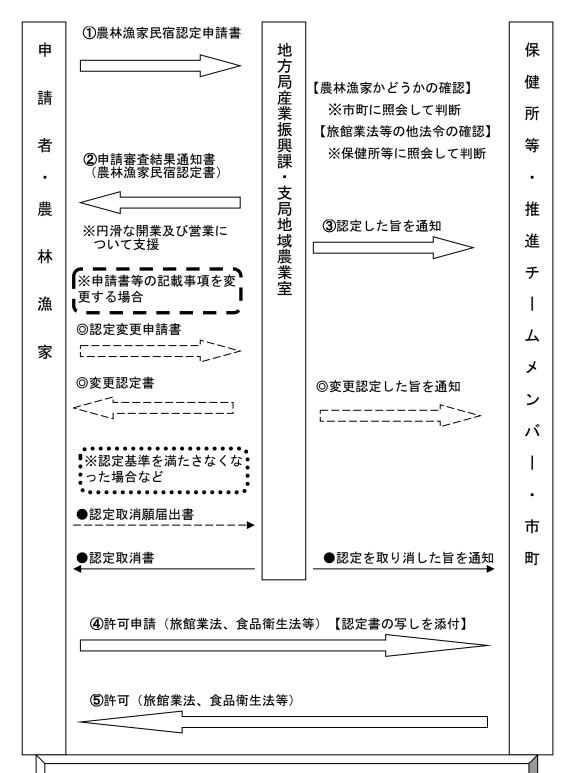
#### 【認定基準】

項目	愛媛型農林漁家民宿 基準
規模	・客室面積 33 ㎡未満
定 員	・10 人未満
経営主体	<ul> <li>・次のいずれかに該当する者で、農林漁家民宿の概念を十分理解し、都市と農山漁村との交流や理解を深める目的に沿った営業活動を行うと認められる者とする。</li> <li>・農林漁家又は農林漁家が組織する団体(農林漁家が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む)</li> <li>・農林漁家以外の者(個人に限る)で、地域内の農林漁家と連携して、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供(以下「役務の提供」という。)を行う者</li> </ul>
経営形態	・居宅の一部を客室等に活用し、宿泊料を受けて、定期的に宿泊させるもの ・通年型、季節型、週末型を問わない ・食事等を提供する場合は、営業者及び役務の提供を行う同居家族により調理が行 われ、地域の農林水産物を提供するもの
役務の 提供	・「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則」(農林水産省令第23号)第2条で定める役務の提供を行うもので、役務の提供者は自らの労務又はあっせんにより提供するもの・地域内の農林水産物の積極的な活用に努めること・農林漁家以外の者は、役務の提供にあたって地域内の農林漁家と連携すること・役務の提供状況を確認するため、1年に1回「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」を提出すること
施設の形態	・賃貸目的でない専ら居住の用に供する戸建ての建物及び農林漁業の用に供する目的で建てられた建物で、申請者又は申請者の家族の専用施設として利用されている施設であること ・借家の場合は、申請者やその家族の住居であること。但し、家主と賃借契約だけでなく改修の許可を得ること

### 【営業者の義務】

- ・1年に1回、「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」を産業振興課長等に提出すること
- ・施設の適正管理はもとより、利用者への事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者の損害を補償する保険への加入など対応に万全を期すること(「119番通報シート」「安全管理マニュアル」の作成等)
- ・関係法令を遵守するとともに、県及び市町が行う営業状況等の確認等の求めに応じ、指導に従うこと
- ・県又は県グリーン・ツーリズム推進協議会が実施するグリーン・ツーリズム及び食品衛生に関する研修会等を2年に1回以上受講すること。

### [愛媛型農林漁家民宿認定制度手続きフロー]



### 【認定により期待される効果】

- ・規制緩和の対象かどうかの明確化
- ・関係課の連携支援による開業手続きの円滑化、迅速化
- ・ホームページ等への掲載などによるPR

### [具体的認定手続き]

農林漁家民宿の開業をお考えの場合は、農林漁家民宿認定申請書(P37、別紙様式1) に必要事項を記載し、関係書類を添えて提出する必要がありますので、まず、最寄りの地 方局産業振興課又は支局地域農業室にご相談ください。

申請書提出の前に、開業に必要な手続きを確認しましょう。事前相談で取得が必要な許可やそれに伴う工事・期間・費用等を把握し、納得した上で進めていけば、円滑かつ迅速に進められます。事前相談にはチェックシート(P18、参照)を確認して持参しましょう。

### 1. 農林漁家であることの確認

申請がありましたら、県から各市町に照会して確認することになりますが、農林漁家であるかどうかの概ねの基準は下記のとおりです。

なお、住居と農林地が同じ市町でない場合や農林漁家でない場合は、確認方法が異なってきますので、ご注意ください。

(1)農家の方(畜産農家を含む)

農業委員会の証明(耕作証明、所得証明等)

※【参考:農業者の定義】

経営耕地面積 10 a 以上を耕作する世帯、または、過去 1 年間における農畜産物 販売金額が 15 万円以上あった世帯

(2) 林家の方

森林組合の証明等

※【参考:林業者の定義】

1ha以上の山林を所有、借入などにより保有し、森林施業を行う権原を有する者

(3)漁家の方

漁業協同組合の証明

※【参考:漁業者の定義】

漁業協同組合員資格を有する者

(4)農林漁家以外の方

地域内の農林漁家との連携が必要になります。必ず協力してもらう連携者の同意を得てください。連携者が農林漁家かどうかの確認が必要となります。申請時に同席いただくか、できない場合は農林漁家である証明書の提出を求める場合があります。

### 2. 準備図面等

開業を予定している建物面積、客室面積や位置を確認する図面が必要になります。 採光等の確認のため、立面図が必要になります。なお、窓の大きさを確認するためサイズを記述する必要があります。

(1)建物平面図(設計図面)

玄関、客室、調理場、浴室、トイレ、その他の部屋の配置及び面積が分かるもの(縮尺を示すこと) ※居宅かどうかも判断します。

※古い住宅等で設計図が無い場合は、簡易なもので結構ですが、正確な面積が必要です。

※面積については、客室面積をはじめ許認可等に必要になりますので、平面図であらかじめ算定しておくことをお薦めします。

- イ 建物全体面積
- ロ 客室面積(床の間や押入れは除きます。) 客室全体の面積と各客室の面積 お客さんが宿泊する部屋の面積で、33 m3未満(=20畳)かどうかが認定の基 準になります。また最大何人収容可能か算出するために各客室の面積が必要です。
- ハ 民宿専用面積(客室、客専用のトイレ・洗面所、ロビー等がある場合) 民宿専用に使用する部分の面積
- 二 住宅専用面積(家族専用の居間、トイレ・洗面所等) 住宅専用に使用する部分の面積
- ホ 共用面積 (共用の廊下、玄関、浴室、トイレ・洗面所等) 家族とお客さんが共用する部分の面積
- へ 用途別面積
  - · 民宿用途面積、· 住宅用途面積
- ※但し、法律によって面積の算出方法が異なる場合、実測する場合もあります。

#### (2)建物立面図

建物を横4方向(東西南北)から見た図面。採光面積が、確認できるよう窓の大きさについて正確な大きさが記述してあること。

(3)位置図(付近の見取り図)

住宅地図等を参考にした学校など目印となるような施設等からの位置関係がわかる もの。(縮尺、方位を示すこと)

(4)建物配置図

住宅地図等を参考にした隣の敷地や道路との位置関係がわかるもの。(縮尺、方位を示すこと)

3 提供する役務(体験メニュー)の内容

農林漁家民宿に認定されるには、農林漁業体験や、調理加工体験、自然体験など、農山漁村の資源を活用した体験メニューを提供できることが必要です。地域によって、提供する役務は異なりますが、体験メニューの事例(P5,7,52参照)を参考に、どのようなメニューが提供できるか整理しておきましょう。

### [認定を受けた農林漁家民宿営業者の義務]

愛媛型農林漁家民宿の認定を受けた場合、営業者は次に掲げる義務を負いますのでご留意ください。

- 1. 利用者数及び提供した役務(体験メニュー)の内容の整理、提出 別紙様式8(P46)により、利用者の人数と提供した役務の内容を整理の上、毎年 度終了後、各地方局地方局産業振興課又は支局地域農業室に提出していただきます。
  - ※役務の提供が認定要件になっています。
  - ※宿泊者名簿は旅館業法で整備が義務付けられています。
- 2. 事故等に備えた安全対策に万全を期すること

事故等は防止することが大切ですが、いくら注意していても、宿泊や農作業体験中の事故や災害等が発生する可能性があります。

施設の適正管理はもとよりですが、必要に応じて、宿泊及び体験時等における事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者等の損害を補償する保険への加入など対応に万全を期していただきます。

- ※保険は宿泊者への対応と営業者の負担軽減を図るもので、様々なタイプがあります (P51)。
- 3. 関係法令を遵守するとともに、県、市町の指導に従うこと 例えば、県等がグリーン・ツーリズム実践者の研修会などで実施する消防や食品衛 生に関する講習を受講していただきます。
- 4. そのほか、ケースによって異なりますので、要綱には明示していませんが、当然の留 意事項を参考に示しておきます。
  - ・体験活動の提供、安全確保に必要な人員を配置すること。
  - ・体験メニューの内容と利用料金の明示(利用者に誤解を与えないようにしましょう)。
  - ・加工・調理体験での地産地消の推進 (地域の方と連携し、地元の農林水産物の利用促進を図りましょう。)
    - 、地域の対し足形し、地域の展刊が圧倒の利力が促進を囚りよし
  - ・利用者はもとより、地域からの苦情等への適切かつ迅速な対応

(利用者には対して誠意を持って接しましょう。)

(地域の方と連携して実施しましょう。)

### (2) 都市計画法に関すること

※相談窓口は、最寄りの地方局建設部及び土木事務所等: P 15~17 参照

### 【都市計画法の基準】

・都市計画区域内では、建築できる建築物の種類が決められており、その規模や土地の 区画形質の変更の有無によっては、都市計画法上の許可(=開発許可)が必要となり ます。なお、区域ごとの規模基準は下表のとおりです。

±47	線引き都市計画区域 (松山広域都市計画区域)	市街化区域	1,000 ㎡以上
都市	(付出広域都市計画区域)	市街化調整区域	原則として全ての開発行為
計画区域	非線引き都市計画区域		3,000 ㎡以上 ただし、新居浜都市計画区域及び 西条都市計画区域については 1,000 ㎡以上
都下	<b>方計画区域外</b>	1 h a 以上	

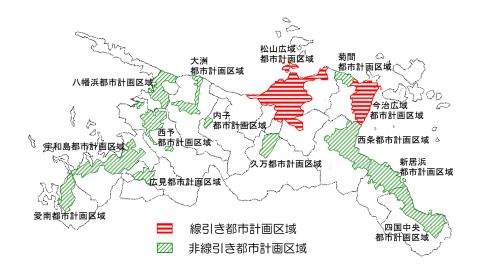
#### 【市街化調整区域での開業について】

- 「市街化調整区域」は市街化を抑制すべき区域であるため、原則として建築物の建築が禁止されています。また、現に居住している既存の農家住宅等の一部を用途変更して農林漁家民宿を開業しようとする場合であっても、都市計画法に基づく許可が必要であり、許可に際しては開発審査会での審議が必要になります。
- ・県内では、<u>松山市、今治市、東温市、伊予市、松前町及び砥部町の一部に「市街化調整区域」が存在</u>します。市街化調整区域での開業を検討・計画されている方は、 必ず事前に相談窓口にご相談ください。

### 【手続きの流れ(一例)】



【参考:愛媛県都市計画区域図(14都市計画区域)平成27年4月現在】



### (3) 旅館業法に関すること

※相談窓口は、最寄りの保健所生活衛生課等: P 15~17 参照

- ・旅館業法第3条による旅館業営業許可を取得する必要があります。
- ・農林漁家民宿の場合、ほぼ既存の住宅のままで営業許可を得られる場合もありますが、個別ケースで異なりますので、事前に相談窓口にご相談ください。

### 【主な構造設備基準等】

・居 宅:「居宅」であること。

・ト イ レ:収容規模に応じた適当な数が必要(既存のトイレを利用可)。

・洗面設備:宿泊者の需要を満たす適当な数が必要(既存の洗面設備を利用可)。

・浴 室:設置が必要<u>(男女別を時間等で分けるなどして、既存の施設利用可)。</u> ただし、近隣に温泉等、入浴施設がある場合はこの限りではない。

その他:適当な換気、採光、照明等の設備が必要。

#### 【手続き】

• 事前相談

必要な書類等:農林漁家民宿開業予定者である確認、施設平面図、立面図、位置図、 建物の配置図

• 旅館業営業許可申請

許可申請手数料:22,000円

旅館業営業許可申請書、同申請書添付書類(①農林漁家民宿認定書、②営業施設の構造設備の概要を記載した書類、③疎明書、④法人にあっては定款又は寄付行為の写し、⑤図面[事前相談で用いたもの]、⑥水道水以外の湯水を浴用に供する場合は原水の水質検査成績書)及び、消防法令適合通知書の交付(P28)を受け、その写しの添付が必要。

※お客様に食事を調理して提供する場合は、食品衛生法による飲食店営業許可が必要に なりますので、同じ窓口でご相談ください。

### 【その他】

・旅館業法施行条例第4条の〈営業施設の衛生措置の基準〉を遵守すること。

### 様式ダウンロード

県庁HP 申請書等電子配布サービス

http://www.pref.ehime.jp/sinsei/data/hoken/011/011018/011018.html

### (4) 食品衛生法に関すること

※相談窓口は、最寄りの保健所生活衛生課等: P 15~17 参照

- ・食事を提供する場合は、食品営業許可を取得する必要があります。
- ・ただし、体験型(宿泊客が農林漁家の方と一緒に郷土料理を調理·飲食する等)の場合は、許可は不要です。

### 【主な施設基準等】

- ・調 理 場:客室等と区画された施設が必要(既存の調理場を専用施設として利用可)。
- 手洗設備:調理場内に従事者専用の手洗設備を設置すること。
- 食品衛生責任者の設置:

飲食店営業の許可を取得するには、食品衛生責任者の設置が必要です。食品衛生責任者になるには、届出を行い、講習を受ける必要があります(営業許可更新毎に受講が必要)。

※<u>ただし、愛媛型農林漁家民宿に認定され、一定の要件を満たせば、客室等との区画</u> や専用手洗設備の設置が緩和される場合があります。

#### 【手続き】

事前相談

必要な書類:農林漁家民宿開業予定者である確認、施設平面図、位置図、 建物の配置図

· 食品営業許可申請

新規申請手数料: 16,000円、5年毎に更新申請手数料が必要: 14,400円 食品営業許可申請書、同申請書添付書類(①法人にあっては定款の写し、②水道水 以外の水を使用する場合は水質検査成績書)

### 様式ダウンロード

県庁HP 申請書等電子配布サービス

http://www.pref.ehime.jp/sinsei/data/hoken/011/011022/011022.html

• 食品衛生責任者設置届

指定された講習を受講:受講料[資格取得時:5,000円(養成講習)、 更新時:2,000円(実務講習)]

※旅館業法による旅館業営業許可についても同じ窓口で相談できます。

#### 【その他】

- ・手洗及び調理設備には、消毒成分を含む石けん、ペーパータオルを常備すること。
- ・水道水以外の水を利用する場合は、年1回以上の水質検査が必要です。
- ・清潔な作業着を着用のこと。

### (5) 水質汚濁防止法に関すること

※相談窓口は、最寄りの保健所環境保全課等: P15~17 参照

・農林漁家民宿の開業には、既存の入浴施設等を使う場合でも、水質汚濁防止法第5条 第1項の規定により「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。

### 【特定施設について】

「厨房施設」、「洗たく施設」、「入浴施設」が特定施設となります。

#### 【手続き】

- 事前相談
  - ※開業の60日以上前(工事を伴う場合は、工事の60日以上前)に提出する必要があります。開業期日を決めてご相談ください。なお、「早期着工要望書」の提出があれば、受理書交付までの期間を2週間程度に短縮することは可能です。
- 「特定施設設置届出書」を最寄りの保健所環境保全課等に提出

別紙1 (特定施設の構造)、別紙2 (特定施設の使用の方法)

別紙3 (汚水等の処理方法)、別紙4 (排出水の汚染状況及び量)

別紙5 (排出水の排水系統別の汚染状態及び量)、別紙6 (用水及び排水の系統)

※必要に応じ、特定施設の構造図面、配置図、排水量計算書等を添付してください。

・受理書の交付

#### 【その他】

・受理書の交付後、特定施設設置届出書に記載した使用開始予定日から営業を開始できます。

### 様式ダウンロード

県庁HP 申請書等電子配布サービス

http://www.pref.ehime.jp/sinsei/data/kenmin/007/007001/007001.html

### (6)消防法に関すること

※相談窓口は、最寄りの消防本部等: P15~17 参照

- ・消防法等関係法令では、万一の火災発生に備え、消防用設備等の設置や宿泊客の避 難設備及び防災管理体制などについて基準を定めています。
- ・ 増改築を行わない場合でも、簡易宿所等へ用途変更を行い、旅館業営業許可を得る には、これらの基準を満たしているかについて、所管の消防本部の確認が必要とな ります。

### 【主な構造設備基準等】

1 農林漁家民宿等用途面積[以下「用途面積」という。] (注1) ≦50 m³かつ他の用 途面積より小さいとき

①避難経路の確保

②住宅用火災警報器 (注2)

2 農林漁家民宿等用途面積>50 ㎡のとき

	· — =
全体の面積にかかわらず必須	①誘導灯・誘導標識
	②農林漁家民宿等用途部分で使用するカーテン、じ
	ゅうたん等は防炎物品とすること。
	③自動火災報知設備(注3)
用途面積が 150 ㎡以上の場合	上記に加えて、④消火器
用途面積が 500 ㎡以上の	上記に加えて、⑤消防機関へ通報する火災報知
場合	設備

注1:客室+客専用便所、洗面所、廊下などの合計面積

注2:条例に基づき寝室と階段に設置が必要です。詳しくは最寄りの消防本部までお問合せください。

注3:延べ面積が300 m未満の場合、自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用自動火災報知設備を 用いることができます。

また、延べ面積が300 m未満の場合、現に定められた部分すべてに連動型住宅用火災警報器(煙式)が設置されている場合は、交換期限までに限り自動火災報知設備に代えて当該住宅用火災警報器を用いることができます。(所轄の消防本部が認める場合に限る。)

※ただし、農林漁家民宿の場合には、消防庁予防課長通知(H29.3.23 消防予第71号) により、一定の要件を満たせば、誘導灯や誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設 備について設置が緩和される場合があります。

### 【手続き】

- 事前相談(農林漁家民宿開業予定者である確認、施設平面図、位置図、建物の配置図)
- 消防法令適合通知書交付申請(現地検査有、無料)
- ※旅館業営業許可申請の際に「消防法令適合通知書」を添付してください。

#### 【その他】

・<u>建物構造や階数によっては、設備基準が異なったり、上記以外の消防用設備の設置が</u> 必要となる場合がありますので、必ず、所管の消防本部にご相談ください。

### (7) 建築基準法に関すること

※相談窓口は、地方局建設部、四国中央及び八幡浜土木事務所(但し、松山市、 今治市、新居浜市、宇和島市、西条市は各市建築担当課):P15~17 参照

- ・これまで、農林漁家民宿については、建築基準法上「旅館」として取り扱われてきましたが、平成17年1月17日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知により、<u>客室の</u> 床面積の合計が33㎡未満の小規模なもので避難上支障がなければ、用途に供する部分の延べ床面積が100㎡を超えても「旅館」に該当しないことになりました。
- ・これにより、建築物の間仕切壁及び界壁、非常用照明の設置については、適用を受けないことになります。
- ・農林漁家民宿を新築、増改築する場合、あるいは住宅を農林漁家民宿に用途変更する場合には、建築確認申請の手続きが必要となる場合があります。次の取り扱い基準を参考にして頂くとともに、事前に相談窓口にご相談ください。

#### 【主な取り扱い基準等】

農林漁家民宿の認定を受けており、

住宅を用途変更する場合	・旅館、飲食店等に用途変更し、変更後の用途に供する部分の延べ床面積が 100 ㎡を超える場合は、建築確認申請が必要。ただし、客室の床面積の合計が 33 ㎡未満で、避難上支障がなければ、不要。
新築する場合	・原則として建築確認申請が必要
増改築する場合	・防火、準防火地域 : 建築確認申請が必要 ・防火、準防火地域以外: 増改築に係る部分の面積が 10 ㎡を超 える場合は、建築確認申請が必要。

### 【手続き】

- ・事前相談(農林漁家民宿開業予定者である確認、施設平面図、位置図、建物の配置図) ※客室の床面積の合計が33㎡未満であり建築確認申請が必要ない場合でも、<u>避難上</u> 支障がないかどうか、図面等により確認する必要があります。この時点で了解を 得てください。
- 必要に応じて、市町建築担当課に「建築確認申請」(確認済証交付)。
- ・必要に応じて、<u>市町建築担当課に「工事完了検査申請」</u>(現地確認、<u>検査済証</u>交付)。 ※但し、用途変更のみの場合は、<u>「工事完了届」</u>により届出を行ってください。 ※旅館業営業許可申請の際に「確認済証」、「検査済証」を添付してください。

- (8) 建築基準法、浄化槽法関係のうち、「浄化槽の処理対象人員」 に関すること
- ※相談窓口は、地方局建設部、四国中央及び八幡浜土木事務所(但し、松山市、 今治市、新居浜市、宇和島市、西条市は各市建築担当課):P15~17参照
- ・これまで、農林漁家民宿については、建築基準法上「旅館」として取り扱われてきたことから、下記の算定基準のとおり、面積による算定に民宿の定員分を加えた処理人槽が必要でした。
- ・しかしながら、平成 17 年 1 月 17 日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知により、 <u>客室の床面積の合計が 33 ㎡未満の小規模なもので避難上支障がなければ、</u>用途に供 する部分の延べ床面積が 100 ㎡を超えても「旅館」に該当しないことになりました。
- ・これにより、<u>客室の床面積の合計が33㎡未満の農林漁家民宿については、住宅用途面積による算定によることになりますので、民宿の定員(人)分に係る浄化槽の増</u>設の必要はなくなりました。
- ・33 ㎡以上の場合については、JIS基準の処理人槽算定基準に基づき、民宿の定員 の追加などを考慮した、適正規模の浄化槽を設置する必要があります。

#### 【手続き】

事前相談(浄化槽新設の必要性の有無等)

#### ※浄化槽の新設の必要がある場合は、

- 公益社団法人愛媛県浄化槽協会各支部で事前指導を受けます。
- ・「浄化槽設置届」を、市町担当課に提出してください(市町長より保健所へ届出されます)。
  - ※但し、建築確認申請を伴う場合は建築確認申請書に添付して、市町建築担当課へ 提出してください。

### 【その他】

・浄化槽は利用者数に対して、大きすぎても、小さすぎてもよくないことから、必ず 窓口にご相談ください。

### 5. その他必要な届出について

農林漁家民宿の開業は「個人事業」に該当し、その経営者は「個人事業主」となります。 個人事業の開始にあたって、税務署へ必要な届出がありますので、注意しましょう。

### ○税務署への届出

届出書類:個人事業の開廃業等届出書

・提 出 先:民宿を開業する住所の所轄の税務署

・提出期限:開業後1カ月以内

※個人で事業をスタートさせると、納税については「自己申告」するのが基本です。

「開業届」というのは、国や自治体へ、[事業開始]を知らせる手続となります。仮に 開業届を出さずに仕事を始めても、「確定申告」をすれば、個人事業主の届出もする ことになります。

但し、新たに開業した年から青色申告を行う場合は、事前に申請手続と同時に「開業届」の提出が必要となります。

### [青色申告承認申請書提出時期]

- ①1月15日までに、事業を開始した場合・・・・その年の3月15日
- ②1月16日以降に、事業を開始した場合・・・・事業開始日から2か月以内

### 申請書様式ダウンロード

国税庁HP

http://www.nta.go.jp/